

港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議
(第25回委員会年次会合 (2018年10月18日) において改正)

みなみまぐろの保存に関する拡大委委員会 (CCSBT) は、

違法、無報告、無規制 (IUU) 漁業活動が CCSBT によって採択された保存管理措置の有効性を減殺することから、喫緊にこれに対抗する必要があることを考慮し、

港内検査措置が、IUU 漁業の防止、抑止及び根絶のための強力かつ費用効果の高い手段を提供するものであることを認識し、

拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国 (以下「メンバー」という。) の大部分が、現在、港内検査スキームを実施していることを認識し、

CCSBT の漁獲証明制度及び大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議を想起し、

また、CCSBT はみなみまぐろ (SBT) を漁獲又は運搬することを許可された漁船の記録及び運搬船の記録を設立していることについても想起し、

1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約を含む関連国際法を想起し、港内検査措置の採択及び実施のための発展途上国に対する支援の必要性を認識し、

CCSBT 条約第8条3項 (b) に基づき、以下に合意する。

セクション 1. 範囲

1. 本決議は、国際法に基づくメンバーの権利、管轄権及び義務を何ら損なうものではない。特に、本決議が、メンバーの港における、国際法に従った同メンバーの権限の行使 (入港を拒否する権利、及び本決議が定めるよりもより厳格な措置を採用する権利を含む) に影響を与えるものと解釈してはならない。
本決議は、適切な国際的規則及び基準 (国際海事機関及びその他の国際機関を通じて設立されたものを含む) を考慮しつつ、国際法に則って解釈及び適用されるものとする。
メンバーは、本決議に従って課された義務を誠実に履行するものとし、権利の濫用とならないかたちでここに認められる権利を行使するものとする。
2. CCSBT の保存管理措置の遵守状況をモニタリングする観点から、各メンバーは、寄港国であるメンバーとしての能力の範囲内において、以前に港において陸揚げ又は転載されていない SBT 又は SBT に由来する魚の製品を運搬する外国漁船 (ただしコンテナ船以外の運搬船を含む。以下「外国漁船」という。) に対する港内検査にかかる効果的なスキームのために本決議を適用するものとする。

3. メンバーは、寄港国であるメンバーとしての能力の範囲内において、同国の国民によって用船された外国漁船であって、同国の権限の下に運航され、かつ同国に帰港した外国漁船に対しては、本決議を適用しないことを決定することができる。このような用船は、用船しているメンバーの旗を掲げる権利を有する船舶に対して適用される措置と同様の効果でもって、用船しているメンバーによる措置の対象となるものとする。
4. その他の CCSBT の保存管理措置の明確に適用し得る規定を損なうことなく、また、本決議に別段の定めのある場合を除き、本決議は、全長 12 メートル以上の外国漁船に対して適用するものとする。
5. 各メンバーは、全長 12 メートル未満の外国漁船、パラグラフ 3 に定める用船として操業している外国漁船、及び同国の旗を掲げる権利を有する漁船について、IUU 漁業への対抗措置として、パラグラフ 4 に定める船舶に対して適用される措置と少なくとも同程度の効果を有する措置をとるものとする。
6. メンバーは、同国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、本決議の措置及びその他の関連する CCSBT の保存管理措置を通知するために必要な措置をとるものとする。

セクション 2. 連絡先

7. 外国漁船に対して寄港を許可しようとする各メンバーは、本決議のパラグラフ 11 に基づく通知を受領するための連絡先を指定するものとする。各メンバーは、本決議のパラグラフ 22 (b) に基づく検査報告書を受領するための連絡先を指定するものとする。各メンバーは、本決議の発効から 30 日以内に、CCSBT 事務局に対して連絡先の氏名及び連絡先に関する情報を通知するものとする。連絡先に何らかの変更が生じた場合には、遅くともその変更が生じる 14 日前までに、CCSBT 事務局に対してこれを通報するものとする。CCSBT 事務局は、このような変更について、遅滞なくメンバーに通知するものとする。
8. CCSBT 事務局は、メンバーから提出されたリストに基づき、連絡先の登録簿を作成し、これを維持するものとする。登録簿及びその修正については、CCSBT ウェブサイト上に遅滞なく公表されるものとする。

セクション 3. 指定港

9. 外国漁船に対して寄港を許可しようとする各メンバーは、以下を行うものとする。

- a) 外国漁船が本決議に従って入港を要請することができる港を指定すること。
- b) 全ての指定港において、本決議に従って検査を実施するための十分な能力を確保すること。
- c) 本決議の発効から 30 日以内に、CCSBT 事務局に対して指定港のリストを提出すること。当該リストに何らかの変更が生じた場合には、遅くともその変更が生じる 14 日前までに、CCSBT 事務局に対してこれを通報すること。

10. CCSBT 事務局は、寄港国であるメンバーから提出されたリストに基づき、指定港の登録簿を作成し、これを維持するものとする。

セクション 4. 事前通報

11. 外国漁船の寄港を許可しようとする寄港国である各メンバーは、同メンバーの港を陸揚げないし転載のために使用しようとしている外国漁船に対し、港への到着予定時間より遅くとも 72 時間前までに、最低限の基準として、別添 A に定める情報を提出するよう求めるものとする。
また、寄港国であるメンバーは、当該船舶が IUU 漁業又は関連する活動に関与しているかどうかを判断するために必要と考えられるその他の情報を求めることができる。
12. 寄港国であるメンバーは、特に水産物の種類、漁場と港の間の距離を考慮して、パラグラフ 11 の規定よりも長い、又は短い通知期間を定めることができる。このような場合、寄港国であるメンバーは、CCSBT 事務局に対してこれを通知するものとし、CCSBT 事務局は、当該情報を遅滞なく CCSBT ウェブサイトに掲載するものとする。
13. 寄港国であるメンバーは、パラグラフ 11 に基づく関連情報並びに港への入港を要請している外国漁船が IUU 漁業に関与しているかどうかを判断するために必要なその他の情報を受領した後、当該船舶の入港を許可するか、あるいは拒否するかを決定するものとする。寄港国であるメンバーが当該船舶の入港を許可することを決定した場合は、港内検査に関する以下の規定を適用するものとする。

セクション 5. 港内検査

14. 検査は、寄港国であるメンバーの当局により実施されるものとする。
15. メンバーは、毎年、指定港において外国漁船によって実施される陸揚げ及び転載作業のうち少なくとも 5% について検査を実施するものとする。

16. 寄港国であるメンバーは、外国漁船に対する検査の実施について決定する際、自らの国内法に従って、特に以下について考慮するものとする。
 - a) 船舶が、パラグラフ 11 において求める情報を完全に提供することができなかったかどうか。
 - b) 他のメンバー又は関連する地域漁業管理機関（RFMO）からの特定の船舶に対する検査要請（特に当該船舶による IUU 漁業にかかる疑義に対する証拠が添えられた要請である場合）。
 - c) 船舶が IUU 漁業に関与したという嫌疑に対する明白な根拠（RFMO から得られた情報を含む）が存在するかどうか。

セクション 6. 検査手続き

17. 各検査官は、寄港国であるメンバーにより発行された身分証明書を携行するものとする。寄港国であるメンバーの検査官は、国内法に基づき、漁船の全ての関連する区域、甲板及び船室、加工済み又はその他の漁獲物、漁網又はその他の漁具、技術的及び電子的装備、通信記録及び全ての関連文書（操業日誌、転載物である場合は積荷目録及び積荷受領証及び陸揚申告書を含む。）で、検査官が CCSBT 保存管理措置の遵守を確保するために必要と考えられるものを検査することができる。また、検査官は、船舶の船長、船員又は検査対象船の船上にいるその他全ての者に対して質問をすることができる。検査官は、違反の証拠と考えられる全ての文書の写しをとることができる。寄港国であるメンバーは、このような文書の運用上の機密性を確保するものとする。
18. 検査には陸揚げ又は転載のモニタリングを含むものとし、また上記パラグラフ 11 の事前通報において通知された SBT の数量と船上に保持された SBT の数量との照合を含むものとする。検査は、可能な限り漁船に対する干渉及び不便を最小限にとどめるとともに、漁獲物の品質低下を避けるかたちで実施されなければならない。
19. 寄港国であるメンバーの検査官は、検査の完了に際して、外国漁船の船長に対し、検査報告書（最低限の基準として別添 B に定める情報を含む）を提供するものとする。船長に対しては、報告書に対してコメント又は異議を申し立てる機会及び旗国と連絡をとる機会が与えられなければならない。検査官及び船長は報告書に署名するものとし、船長に対して報告書の写しが提供されるものとする。船長の署名は、報告書の写しの受領の確認としてのみ機能するものとする。
20. 寄港国であるメンバーは、検査の完了から 14 日以内に、CCSBT 事務局に対して検査報告書の写しを送付するものとする。検査報告書を 14 日以内に

送付することができない場合、寄港国であるメンバーは、14日の期間内において、CCSBT事務局に対し、当該遅延の理由及び当該報告書を提出する時期について通知するものとする。

21. 旗国であるメンバーは、船長が漁船への安全な立入りを円滑にすること、寄港国であるメンバーの当局に協力すること、検査及び意思疎通を円滑にすること、並びに、寄港国であるメンバーの検査官がその職務を遂行するにあたり、これを妨害、脅迫又は干渉することがないこと、又は他の者にこれを妨害、脅迫又は干渉させないことを確保するために必要な措置をとるものとする。

セクション7. 違反が明白である場合の手続き

22. 検査において収集された情報が、外国漁船がCCSBTの保存管理措置に対する違反を犯した事への証拠を与える場合には、検査官は以下を行うものとする。
 - a) 検査報告において当該違反事項を記録すること。
 - b) 寄港国であるメンバーの当局に対して検査報告書を送付すること。当局は、CCSBT事務局、旗国の連絡先、及び適当な場合には関連する沿岸国であるメンバーに対して検査報告書の写しを遅滞なく送付するものとする。
 - c) 実施可能な範囲において、当該違反に関連する証拠の保全を確保すること。違反に対するさらなる措置を旗国であるメンバーに委ねる場合には、寄港国であるメンバーは、収集された証拠を遅滞なく旗国に提供するものとする。
23. 違反が寄港国であるメンバーの法的管轄権の範囲内にある場合には、寄港国であるメンバーは、同メンバーの国内法に従って措置をとることができる。寄港国であるメンバーは、旗国であるメンバー、関連する沿岸国であるメンバー、及び適当な場合はCCSBT事務局に対して、とられた措置について速やかに通知するものとする。
24. 寄港国であるメンバーの法的管轄権の範囲内でない違反、及びパラグラフ23に規定する違反であるが寄港国であるメンバーにより措置がとられなかった違反については、旗国であるメンバー、及び適当な場合は関連する沿岸国であるメンバーに委ねられるものとする。検査報告書の写し及び証拠を受領した場合、旗国であるメンバーは、違反について遅滞なく調査するとともに、CCSBT事務局に対して、当該調査の状況、及び当該報告書を受領から6ヶ月以内にとられ得る取締行動について通知するものとする。旗国であるメンバーが、CCSBT事務局に対して、受領から6ヶ月以内に状況報告を行うことができない場合、旗国であるメンバーは、6ヶ月の期間内

において、CCSBT 事務局に対し、遅延の理由及び状況報告を提出する時期について通知するものとする。

25. 検査によって検査対象船舶が SBT の漁獲にかかる IUU 活動に関与したことの証拠が得られた場合、寄港国であるメンバーは、旗国であるメンバー、及び適当な場合には関連する沿岸国であるメンバーに対して遅滞なく当該事件について報告するものとし、当該船舶を IUU リスト案に掲載するため、CCSBT 事務局に対して、関連する証拠とともに可及的速やかにこれを通報するものとする。

セクション 8. 発展途上のメンバーに関する要件

26. メンバーは、本決議の実施に関する発展途上のメンバーに関する特別な要件を評価するよう奨励される。

セクション 9. 一般規定

27. メンバーは、協力の促進、情報の共有、並びに CCSBT 保存管理措置の遵守を促進するための検査戦略及び方法論に関する各メンバーの検査官の教育のために設計された検査官の交換プログラムを可能とする二国間の合意/協定を締結することが奨励される。
28. 寄港国であるメンバーの国内法を損なうことなく、旗国であるメンバーは、寄港国であるメンバーとの適切な二国間合意又は協定がある場合、又は当該メンバーからの招待に基づく場合に限り、寄港国であるメンバーの検査官に同行するために自国の職員を派遣し、自国の船舶に対する検査に立ち合わせる又は参加させることができる。
29. 旗国であるメンバーは、寄港国であるメンバーの検査官からの違反報告に関して、自らの検査官からの報告によるものと同様に、自らの国内法に従って、これを検討し、対処するものとする。メンバーは、本決議に定められた検査報告書に基づき生じる司法手続き又はその他の手続きを促進するため、自らの国内法に従って、これに協力するものとする。
30. 事務局長は、検査に関する情報について、電子データベースにこれを取りまとめるものとする。事務局長は、同データベースの生データにかかる機密性を確保するものとする。メンバーが他のメンバーの検査記録に関する情報を求める場合、事務局長は、後者が同意する場合のみ、これを提供することができる。

31. 委員会は、遅くとも 2018 年の同委員会年次会合には本決議をレビューし、本決議の有効性を改善するための改正（パラグラフ 15 に定める検査カバー率の最低水準を含む）について検討するものとする。

32. 本決議は、2017 年 1 月に効力を生ずるものとする。

Information to be provided in advance by vessels requesting port entry

入港を要請する船舶により事前に提供されるべき情報

1. Intended port of call 寄港しようとする港					
2. Port State 寄港国					
3. Estimated date and time of arrival 到着予定日時					
4. Purpose(s) 目的					
5. Port and date of last port call 最終寄港地及び寄港日					
6. Name of the vessel 船名					
7. Flag State 船籍国					
8. Type of vessel 船舶の種類					
9. International Radio Call Sign 国際無線呼出符号					
10. Vessel contact information 船舶の連絡先					
11. Vessel owner(s) 船主					
12. Certificate of registry ID 登録番号					
13. Lloyd's / IMO ship ID, if available IMO船舶識別番号、もしあれば					
14. External ID, if available¹ 外部識別番号、もしあれば					
15. RFMO ID RFMO識別番号					
16. VMS² 船舶監視システム	No 無	Yes:National 有:国	Yes:RFMO(s) 有:RFMO(s)	Type ² :種類	
17. Vessel dimensions 船舶の寸法	Length Overall and Beam 全長及び船幅			Draft 喫水	
18. Vessel master name and nationality 船長の名前及び国籍					
19. Relevant fishing authorization(s) 関連する漁業許可					
<i>Identifier³</i> (確認者)	<i>Issued by</i> (発行者)	<i>Validity⁴</i> (効力)	<i>Fishing area(s)</i> (操業海域)	<i>Species</i> (FAO 3-Alpha code) (魚種)	<i>Gear</i> (漁具)
				SBT(SBF)	
				SBT(SBF)	

¹ Provide details of any external vessel markings e.g. registration and identification numbers, that are additional to the information already provided on this form. 本様式に既に提示された情報に加え、例えば登録及び識別番号等、船舶の外部標識かかる詳細を示すこと。

² Circle the correct option(s) to indicate what type of VMS is on board the vessel: Circle 'No' if no VMS unit on board, 'Yes: National' if the vessel has a VMS that transmits to a Flag State, and/or 'Yes: RFMO(s)' if the vessel has a VMS that transmits to RFMO(s); for 'Type': Provide the type and model of any VMS unit(s) on board. 船上に搭載されている VMS の種類として当てはまるものを丸で囲むこと：搭載していない場合は「無」、旗国に対して送信される VMS を搭載している場合は「有・国」、RFMO に対して送信される VMS を搭載している場合は「有・RFMO」。「種類」の欄には、船上の全ての VMS ユニットの種類及び型式を示すこと。

³ Provide the Flag State CCSBT fishing authorisation reference number(s), e.g. fishing licence number, and the CCSBT Registration Number for this vessel (if applicable). 当該船舶にかかる旗国の CCSBT 漁業許可リファレンス番号（例えば漁業ライセンス番号）、及び CCSBT 登録番号を示すこと（適当な場合）。

⁴ Provide the dates for which the CCSBT fishing authorisation(s) is/are valid (if applicable) CCSBT 漁業許可が有効である日付を示すこと（適当な場合）。

20. Relevant transshipment authorization(s)/transshipment declaration(s) 関連する転載許可								
Identifier ⁵ 確認者		Issued by 発行者		Validity ⁶ 効力				
Identifier ⁵ 確認者		Issued by 発行者		Validity ⁶ 効力				
21. Transshipment information concerning donor vessels 提供船舶に関する転載情報								
Date 日時	Location 位置	Name 船名	Flag State 船籍国	ID num- ID 番号	Species (FAO 3- Alpha code) 魚種	Type of Product 製品	Catch area 漁獲海域	Quantity (in Kg) 数量
					SBT(SBF)			
					SBT(SBF)			
22. Total southern Bluefin tuna on board 漁獲総積載量						23. SBT(SBF) to be off Loaded 漁獲荷下ろし量		
Species (FAO 3- Alpha code) 魚種	Type of Product 製品形態	Catch area 漁獲海域	Quantity (in Kg) 数量	Quantity (in Kg) 数量				
SBT(SBF)								
SBT(SBF)								

⁵ For transshipment authorisations record “Authorisation” and the authorization reference number(s) if available; for transshipment declarations record “TD”. 転載許可に関しては、「許可」及び可能な場合は許可リファレンス番号を記録すること。転載申告書に関しては、「TD」を記録すること。

⁶ For transshipment authorisations, provide the dates for which the CCSBT authorisation(s) is/are valid (if applicable); for transshipment declarations, record the transshipment date. 転載許可に関して、CCSBT 許可が有効である日付を示すこと（適当な場合）。転載申告書に関しては、転載の日付を記録すること。

Report of the results of the inspection 検査結果報告書

Where applicable, verify to the extent possible, that the details noted during the inspection, e.g. vessel identifiers/other vessel details, authorisations and SBT quantities are true, complete, correct and consistent with the information provided in accordance with the port entry request form (Annex A).

必要に応じて、検査中に留意された詳細（船舶識別子／その他の船舶の詳細、許可及びSBTの数量が真実であり、完全で、正しく、かつ入港要請様式（別添A）に従って提出された情報と整合しているかどうか等）を可能な範囲で確認すること。

1. Inspection report no ⁷ 検査報告番号				2. Port State 寄港国			
3. Inspecting authority 検査当局							
4. Name of principal inspector 主任検査官の名前				ID 身分証明書			
5. Port of inspection 検査港							
6. Commencement of inspection 検査の開始日時		YYYY 年	MM 月	DD 日	HH 時		
7. Completion of inspection 検査の終了日時		YYYY 年	MM 月	DD 日	HH 時		
8. Advanced notification received 事前通報の受領			Yes 有		No 無		
9. Purpose(s) ⁸ 目的	LAN 陸揚げ	TRX 転載	PRO 加工	OTH (specify) その他（特定すること）			
10. Port and State and date of last port call 最終寄港地、国及び日付		YYYY 年	MM 月	DD 日			
11. Vessel name 船名							
12. Flag State 船籍国							
13. Type of vessel 船舶の種類							
14. International Radio Call Sign 国際無線呼出符号							
15. Certificate of registry ID 登録番号							
16. Lloyd's IMO ship ID, if available IMO船舶識別番号（もしあれば）							
17. External ID, if available ⁹ 外部船舶番号（もしあれば）							
18. Port of registry 登録港							
19. Vessel owner(s) 船主							
20. Vessel beneficial owner(s), if known and different from vessel owner 船舶実質所有者（船主と異なり、わかる場合）							
21. Vessel operator(s), if different from vessel owner 船舶の運航者（船主と異なる場合）							
22. Vessel master name and nationality 船長の名前及び国籍							
23. Fishing master name and nationality 漁労長の名前及び国籍							

⁷ Provide a unique reference number for this inspection report. 本検査報告書固有のリファレンス番号を示すこと。

⁸ Record the purpose of entry into Port by circling the relevant option(s): LAN – landing, TRX – transshipment, PRO – processing, OTH - other. For ‘OTH’, specify what this signifies, for example re-fuelling, re-supplying, maintenance, and/or dry-docking, etc. 関連する選択肢を丸で囲み、入港の目的を示すこと：LAN－陸揚げ、TRX－転載、PRO－加工、OTH－その他。「OTH」については、給油、補給、整備、船渠（乾ドック）等、その意味を明示すること。

⁹ Record details of any external vessel markings e.g. registration and identification numbers that are additional to the information already provided on this form. 本様式に既に提示された情報に加え、例えば登録及び識別番号等、船舶の外部標識かかる詳細を示すこと。

24. Vessel agent 船舶の代理人						
25. VMS ¹⁰ 船舶監視システム	No 無	Yes:National 有:国	Yes:RFMOs 有:RFMO	Type: 種類		
26. CCSBT Authorised Vessel list CCSBT許可船舶リスト						
CCSBT Registration Number: CCSBT登録番号						
27. Relevant fishing authorization(s) 関係する漁業の当局						
Identifier ¹¹ 確認者	Issued by 発行者	Validity ¹² 効力	Fishing area(s) 操業海域	Species (FAO 3- Alpha code) 魚種	Gear 漁具	
				SBT(SBF)		
28. Relevant transshipment authorization(s)/Transshipment declaration(s) 関係する転載の当局						
Identifier ¹³ 確認者		Issued by 発行者		Validity ¹⁴ 効力		
Identifier ¹³ 確認者		Issued by 発行者		Validity ¹⁴ 効力		
29. Transshipment information concerning donor vessels 提供船舶に関する転載情報						
Name 船名	Flag State 旗国	ID no 登録番号	Species (FAO 3-Alpha code) 魚種	Type of Product 製品形態	Catch area(s) 漁獲海域	Quantity (in kg) 数量 (kg)
			SBT(SBF)			
			SBT(SBF)			
30. Evaluation of offloaded catch (quantity) 荷卸された漁獲物の推定 (数量)						
Species (FAO 3- Alpha code) 魚種	Type of Product 製品形態	Catch area(s) 漁獲海域	Quantity declared (in kg) 申告数量	Quantity retained(in kg) 保持数量	Difference between quantity declared and quantity determined, if any(in kg) 申告数量と確定数量の差 (もし、あれば)	
SBT(SBF)						

¹⁰ Circle the correct option(s) to indicate what type of VMS is on board the vessel: Circle 'No' if no VMS unit on board, 'Yes: National' if the vessel has a VMS that transmits to a Flag State, and/or 'Yes: RFMO(s)' if the vessel has a VMS that transmits to RFMO(s); for 'Type': Provide the type and model of any VMS unit(s) on board. 船上に搭載されている VMS の種類として当てはまるものを丸で囲むこと: 搭載していない場合は「無」、旗国に対して送信される VMS を搭載している場合は「有・国」、RFMO に対して送信される VMS を搭載している場合は「有・RFMO」。「種類」の欄には、船上の全ての VMS ユニットの種類及び型式を示すこと。

¹¹ Note the Flag State CCSBT fishing authorization reference number(s), e.g. fishing licence number, and the CCSBT Registration Number for this vessel (if applicable). 当該船舶にかかる旗国の CCSBT 漁業許可リファレンス番号 (例えば漁業ライセンス番号)、及び CCSBT 登録番号を記載すること (適当な場合)。

¹² Record the dates for which the CCSBT fishing authorisation(s) is/are valid (if applicable) CCSBT 漁業許可が有効である日付を記録すること (適当な場合)。

¹³ For transshipment authorisations record "Authorisation" and the authorisation reference number(s) if available; for transshipment declarations record "TD" 転載許可に関しては、「許可」及び可能な場合は許可リファレンス番号を記録すること。転載申告書に関しては、「TD」を記録すること。

¹⁴ For transshipment authorisations, provide the dates for which the CCSBT authorisation(s) is/are valid (if applicable); for transshipment declarations, record the transshipment date. 転載許可に関しては、CCSBT 許可が有効である日付を示すこと (適当な場合)。転載申告書に関しては、転載の日付を記録すること。

31. Catch retained onboard (quantity) 船上保持漁獲物 (数量)						
Species(FAO 3-Alpha code) 魚種	Type of Product 製品形態	Catch area(s) 漁獲海域	Quantity declared(in kg) 申告数量	Quantity retained(in kg) 保持数量	Difference between quantity declared and quantity determined, if any(in kg) 申告数量と確定数量の差 (もし、あれば)	
SBT(SBF)						
32. Examination of logbook(s) and other documentation 操業日誌及びその他の文書の調査				Yes 有	No 無	Comments コメント
33. Compliance with applicable catch documentation scheme(s) 漁獲証明制度の遵守				Yes 有	No 無	Comments コメント
34. Type of gear used		使用された漁具の種類				
35. Fishing Gear examined 調査された漁具				Yes 有	No 無	Comments コメント
36. Compliance with Seabird Bycatch Mitigation Measures (longline vessels only) 海鳥混獲緩和措置の遵守状況 (はえ縄漁船のみ)						
a) Tick which Convention Areas this vessel fished for SBT in: 当該船舶がSBTを漁獲した条約水域をチェックすること。						
ICCAT (South of 25S) (南緯25度以南) <input type="checkbox"/>		IOTC (South of 25S) (南緯25度以南) <input type="checkbox"/>		WCPFC (South of 30S) (南緯30度以南) <input type="checkbox"/>		
b) Provide information on which mitigation measures were used and effectively implemented (including night settings) and any comments on seabird mitigation measures used. (どの混獲緩和措置が使用されたか、効果的に実施されたか(夜間投縄を含む)に関する情報を記入するとともに、使用された海鳥混獲緩和措置に関するコメントを記入すること。)						
37. Findings by inspector(s) ¹⁵ 検査による所見						
38. Apparent infringement(s) noted including reference to relevant legal instrument(s) 関連する法律文書に明記されている明白な違反						
39. Comments by the master 船長のコメント						

¹⁵ Record whether there is any evidence to indicate that this vessel is/was involved in any SBT IUU fishing and/or fishing-related activities. 当該船舶が SBT にかかる何らかの IUU 漁業及び/又は漁業関連活動に関与したことを示す証拠があるかどうかを記録すること。

40. Action taken¹⁶ とられた措置
41. Master signature 船長の署名
42. Inspector signature 検査官の署名

¹⁶ Record any evidence collected and/or seized in relation to suspected SBT IUU fishing or fishing-related activities, for example any photos or samples taken, and any seizure of gear, materials or documents. In addition, record measures that could potentially be taken to address any apparent infringements detected, as well as any relevant authorities/officials contacted. SBT にかかる IUU 漁業又は漁業関連活動の嫌疑に関して収集及び／又は押収された証拠（例えば写真、収集されたサンプル、漁具、用具又は文書といった押収物）を記録すること。さらに、確認された明白な違反に対してとられる可能性がある措置、並びに関連当局／担当官の連絡先を記録すること。